

議案第 66 号

前橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の改正について

令和 8 年 6 月 11 日提出

前橋市長 小川 晶

前橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(前橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 前橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年前橋市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 36 条に次の 1 項を加える。

- 3 前項の保育士の数の算定に当たっては、当該保育所に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に 5 年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所の保育士（附則第 3 項本文、第 5 項又は第 6 項の規定により保育士とみなされる者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則第 3 項本文中「この項」の次に「及び附則第 8 項」を加え、「限って」を「限り」に改め、同項ただし書中「保育士」の次に「（第 36 条第 3 項本文又は附則第 5 項若しくは第 6 項の規定により保育士とみなされる者及び同条第 3 項ただし書の支援を行う者を除く。）」を加える。

附則第 7 項中「法第 18 条の 18 第 1 項の登録を受けた者をいい、児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（平成 10 年厚生省令第 51 号）附則第 2 項又は」を「第 36 条第 3 項本文又は附則第 3 項本文若しくは」に、「保育士の数

(前2項の規定の適用がないとした場合の第36条第2項の規定により算定されるものをいう。)」を「前2項の規定の適用がないものとした場合の同条第2項の規定により算定される保育士の数」に改める。

附則に次の1項を加える。

- 8 第36条第3項及び附則第3項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所の保育士(同条第3項ただし書の支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(前橋市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 前橋市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年前橋市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第5条第3項の表備考に次の1号を加える。

- (5) 第1号に定める者については、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学(短期大学を除く。))若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、同号に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則第11項ただし書中「第5条第3項の表備考第1号」を「同号」に改める。

附則第13項中「第9項」を「第5条第3項の表備考第5号及び附則第9項」に、「第5条第3項の表」を「同表」に、「小学校教諭等免許状所持者」及び「小学校教諭等免許状所有者」を「特定理学療法士等、小学校教諭等免許状所持者」に、「同項」を「第5条第3項」に改める。

附則に次の1項を加える。

- 14 第5条第3項の表備考第5号及び附則第11項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに

当たって同表備考第1号に定める者（同表備考第5号ただし書の支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（前橋市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正）

第3条 前橋市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成30年前橋市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

6 第1項、第2項及び第4項の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、1人に限って、当該認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則第7項の表中

附則第3項	第4条第1項及び第4項の規定により認定こども園に置かなければならない保育士の資格を有する者	幼稚園の教員の免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者
-------	---	--------------------------------------

を

第4条第6項	第4条第1項の規定により認定こども園に置かなければならない保育士の資格を有する者	特定理学療法士等
附則第3項	第4条第1項及び第4項の規定により認定こども園に置かなければならない保育士の資格を有する者	幼稚園の教員の免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者

に改める。

附則に次の1項を加える。

- 8 第4条第6項及び附則第6項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者（同条第6項ただし書の支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（前橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第4条 前橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年前橋市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第29条第3項中「准看護師」の次に「（以下「看護師等」という。）」を加え、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士（附則第7項又は第8項により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第31条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場

合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第44条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（附則第7項又は第8項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第47条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則第9項中「法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、」を削り、「第44条第3項」を「第4項本文若しくは第44条第3項若しくは第4項本文」に、「保育士の数（前2項の規定の適用がないとした場合の第29条第2項又は第44条第2項の規定により算定されるものをいう。）」を「前2項の規定の適用がないものとした場合の第29条第2項又は第44条第2項の規定により算定される保育士の数」に改める。

（前橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第5条 前橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改

正する条例（令和6年前橋市条例第38号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「当分の間」を「令和10年3月31日までの間」に改め、「第36条第2項の規定」の次に「（満3歳以上満4歳に満たない幼児に対し保育を提供する保育士の数に関する基準に限る。）」を加える。

附則第5項中「又は」を「及び」に、「当分の間」を「令和10年3月31日までの間」に改め、「第47条第2項の規定」の次に「（満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する基準に限る。）」を加え、同項を附則第8項とする。

附則第4項中「当分の間」を「令和10年3月31日までの間」に改め、「第3条第1項の規定」の次に「（満3歳以上満4歳未満の子どもに対する教育及び保育に従事する職員の数に関する基準に限る。）」を加え、同項を附則第6項とし、同項の次に次の1項を加える。

7 子どもに対する教育及び保育に従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第3条の規定による改正後の前橋市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第3条第1項の規定（満4歳以上の子どもに対する教育及び保育に従事する職員の数に関する基準に限る。）は、適用しない。この場合において、第3条の規定による改正前の前橋市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第3条第1項の規定（満4歳以上の子どもに対する教育及び保育に従事する職員の数に関する基準に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

附則第3項中「当分の間」を「令和10年3月31日までの間」に改め、「第5条第3項の規定」の次に「（満3歳以上満4歳未満の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）」を加え、同項を附則第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

5 園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第2条の規定による改正後の前橋市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第5条第3項の規定（満4歳以上の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）は、適用しない。この場合において、第2条の規定による改正前の前橋市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第5条第3項の規定（満4歳以上の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

附則第2項の次に次の1項を加える。

3 保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第1条の規定による改正後の前橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第36条第2項の規定（満4歳以上の幼児に対し保育を提供する保育士の数に関する基準に限る。）は、適用しない。この場合において、第1条の規定による改正前の前橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第36条第2項の規定（満4歳以上の幼児に対し保育を提供する保育士の数に関する基準に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

附則に次の1項を加える。

9 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第4条の規定による改正後の前橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する基準に限る。）は、適用しない。この場合において、第4条の規定による改正前の前橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する基準に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。